

指示があるまで開けてはいけません。

令和2年度

埼玉県ふぐ調理師試験

学科試験問題

受験の際の注意事項

- 1 試験問題は、「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」及び「同条例施行規則」に関する問題が12問15題、「ふぐの一般知識」に関する問題が9問15題、全部で21問30題あり、ページ数は12ページです。
- 2 試験時間は1時間30分です。
- 3 解答用紙に、受験番号及び氏名を記入してください。
- 4 解答は、必ず別紙の解答用紙に記入してください。
- 5 試験問題の内容に関する質問は一切受けません。
- 6 試験開始後1時間以内は、退室を認めません。
- 7 試験が終わったら、解答用紙を裏返して静かに退室してください。
- 8 試験問題は持ち帰っても結構です。

問1 「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」に定められている、条例の目的に関する記述について、()の中に入る語句として正しいものをそれぞれ1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

この条例は、ふぐの取扱い等について必要な事項を定め、ふぐの(A)に起因する(B)を防止し、もって食用に供するふぐの(C)を確保することを目的とする。

A	B	C
1 調理	1 ふぐ毒による危害	1 安定性
2 提供	2 健康被害の拡大	2 安全性
3 毒	3 食中毒の発生	3 安定供給

問2 「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」に定められている用語の定義に関する記述について、正しいものを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

- 1 ふぐの調理とは、食用に供することができるふぐについて、肝臓、卵巣その他の他人の健康を損なうおそれがある部位を除去し、又は冷凍処理を行うことにより人の健康を損なわないようにすることをいう。
- 2 ふぐの提供とは、ふぐの調理を終えたふぐを販売し、又は販売の用に供するために貯蔵し、加工し、若しくは調製することをいう。
- 3 ふぐ取扱施設とは、ふぐの調理及びふぐの提供を業として行うことができる施設として届出を行ったものをいう。

問3 「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」に定められている、ふぐ調理師の義務に関する記述について、誤っているものを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

- 1 除去した有毒部位は、他の食品又は廃棄物に混入しないように施錠できる専用の浸透性の容器に保管すること。
- 2 ふぐ取扱施設以外の場所で、ふぐの調理に従事しないこと。
- 3 有毒部位を的確に除去し、除去した後の可食部位及びふぐの調理に使用した調理台、まな板、包丁等は、十分に洗浄すること。

問4 「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」に定められている、ふぐ調理師の義務に関する記述について、正しいものを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

- 1 塩蔵処理は、精巢にあっては二年以上、皮にあっては六月以上行うこと。
- 2 ふぐ調理師は、ふぐ調理師免許証を、ふぐ取扱施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
- 3 食用に供することができないふぐを発見したときは、知事に速やかに報告し、その指示を受けること。

問5 「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」に定められている、ふぐ調理師に関する記述について、誤っているものを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

- 1 ふぐ調理師は、免許証の記載事項に変更があったとき、又は免許証を亡失し、若しくはき損したときは、速やかに、免許証の再交付を申請しなければならない。
- 2 ふぐ調理師以外の者であっても、ふぐ取扱施設にて食品衛生責任者の立会いの下にその指示を受けてふぐの調理を行うことができる。
- 3 ふぐ調理師が、調理師法の規定により調理師の免許を取り消された場合、知事は、ふぐ調理師免許を取り消すものとする。

問6 「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」に定められている、ふぐ取扱施設に関する記述について、正しいものを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

- 1 営業者はふぐ取扱施設の認定を取り消されたときは、当該処分があったことを知った日から7日以内に、認定書を知事に返納しなければならない。
- 2 営業者の地位を承継した者は、速やかに、その事実を証する書面を添えて、知事に届け出なければならない。
- 3 営業者は、専任のふぐ調理師に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

問7 「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」に定められている、ふぐ取扱施設の廃止の届出をする場合と届出をする者の組み合わせとして、正しいものを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

- 1 営業者が死亡し、又は失そうの宣告を受けた場合
⇒ 同居の親又は子
- 2 営業者が法人であって、その法人が合併により消滅した場合
⇒ その法人の社員であった者
- 3 営業者について破産手続開始の決定があった場合
⇒ その破産管財人

問8 「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」及び「同条例施行規則」に定められている、ふぐの販売に関する記述について、()の中に入る語句の正しい組み合わせを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

ふぐは、ふぐの調理を終えたものでなければ、食品として販売の用に供してはならない。ただし、(A)、ふぐ提供施設である(B)又は(C)の許可を受けた者に、ふぐの調理を終わっていないふぐであって、食用に供することができるものを販売する場合は、この限りではない。

	A	B	C
1	ふぐ調理師	魚介類加工業	魚介類卸売業
2	ふぐ調理師	魚介類販売業	魚介類競り売り営業
3	調理師	魚介類加工業	魚介類競り売り営業

問9 「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」に定められている、報告の徴収及び立入検査に関する記述について、()の中に入る語句として正しいものをそれぞれ1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ調理師、(A)又は第21条第1項の規定による届出をした者その他の関係者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は(B)に、ふぐ取扱施設若しくはふぐ提供施設に立ち入り、業務の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- | A | B |
|-------|-----------|
| 1 営業者 | 1 食品衛生指導員 |
| 2 経営者 | 2 食品衛生監視員 |
| 3 管理者 | 3 食品衛生推進員 |

問10 「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」及び「同条例施行規則」に定められている、食用に供することができるふぐに関する記述について、正しいものを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

- 1 二種類のふぐの中間種の個体にあつては、当該二種類ともに可食部位とされている部位を可食部位とする。
- 2 二種類のふぐの中間種の個体にあつては、当該二種類のいずれかで可食部位とされている部位が可食部位となる。
- 3 二種類のふぐの中間種の個体は、食用に供することはできない。

問 1 1 「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」及び「同条例施行規則」に定められている、食用に供することができるふぐの種類を組み合わせとして、誤っているものを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。なお、選択肢にある「コモンフグ」と「ヒガンフグ」は、岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除きます。

可食部位	筋肉	筋肉及び精巢	筋肉・皮及び精巢
食用ふぐの種類	A	B	C

	A	B	C
1	ヒガンフグ	アカメフグ	トラフグ
2	サンサイフグ	ショウサイフグ	シマフグ
3	コモンフグ	カナフグ	ゴマフグ

問 1 2 「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」に定められている、知事がふぐ調理師免許を与えない場合として、正しいものを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

- 1 ふぐ調理師が、成年被後見人である場合。
- 2 ふぐ調理師が、詐欺その他不正な手段により免許を取得して調理師免許を取り消されて一年経過した場合。
- 3 ふぐ調理師が、視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの調理ができない場合。

問13 ふぐ毒に関する次の記述のうち、()の中に入る語句として正しいものをそれぞれ1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

ふぐによる食中毒は、ふぐの体内にある(A)とよばれる毒が原因で発生する。また、純粹に取り出した(A)は、(B)。この毒による食中毒の主な症状は(C)である。

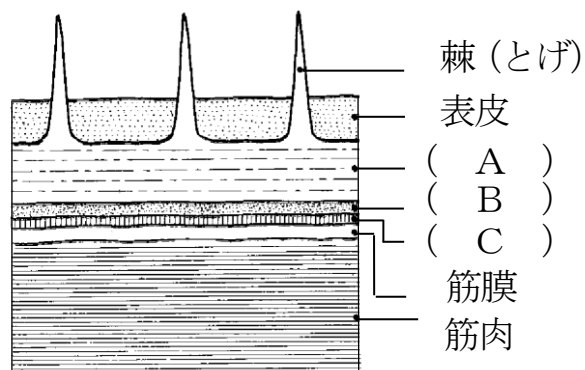
A		B		C
1	アフラトキシン	1	水やアルコールによく溶ける	1 下痢
2	テトロドトキシン	2	酵素や日光により分解する	2 麻痺
3	フグトキシン	3	熱や酸に強い	3 発熱

問14 ふぐの毒力に関する記述について、正しいものを○、誤っているものを×として、正しい組み合わせを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

- ア ふぐは、種類によって毒力が異なる。
- イ 臓器の種類によって毒力が異なる。
- ウ 同一種・同一臓器であれば、毒力は一定である。
- エ 有毒とされている臓器であっても、時期によっては無毒となる。

	ア	イ	ウ	エ
1	○	○	×	×
2	○	×	×	○
3	×	○	○	×

問15 下図はふぐの皮の構造を示したものである。()の中に入る語句の正しい組み合わせを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。



- | A | B | C |
|----------------|--------------|--------------|
| 1 真皮 | 皮下組織 (とうとうみ) | 粘膜 |
| 2 皮下組織 (とうとうみ) | 粘膜 | 真皮 |
| 3 粘膜 | 真皮 | 皮下組織 (とうとうみ) |

問16 ふぐの肝臓に関する記述について、正しいものを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

- 1 肝臓は、四季を通じて形態や大きさの変化は殆ど見られない。
- 2 肝臓は、毒性の強い臓器であり、四季を通じて毒性の変化は殆ど見られない。
- 3 肝臓の裏側中央には、袋状のものがついているが、これは腎臓である

問17 ふぐの形態に関する記述について、()の中に入るふぐの種類として正しいものをそれぞれ1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

ふぐの種類	ふぐの形態
(A)	① 背面、腹面ともに小棘（トゲ）が密生している。 ② 背面、側面ともに青黒色である。 ③ 背面から体側後方に向かって白い縞がある。 ④ 各ひれは、美しい黄色を呈している。
(B)	① 背面、腹面ともに小棘（トゲ）が密生している。 ② 体側のやや大きめの白斑は、その中にさらに茶褐色の小斑点がある。 ③ 臀（しり）びれは淡黄色である。
(C)	① 1 mにも達することもある大型種である。 ② 腹面に小粒状突起がある。 ③ 体側に銀光色帯が縦走する。 ④ 鰓孔は黒い。

1 シマフグ

2 カラス

3 カナフグ

4 マフグ

5 クロサバフグ

6 ヨリトフグ

7 クサフグ

8 ショウサイフグ

9 コモンフグ

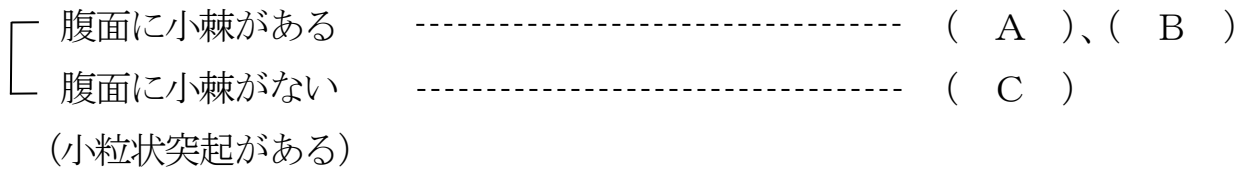
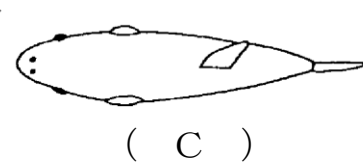
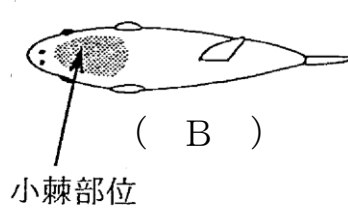
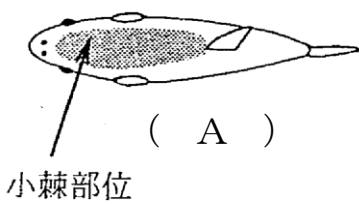
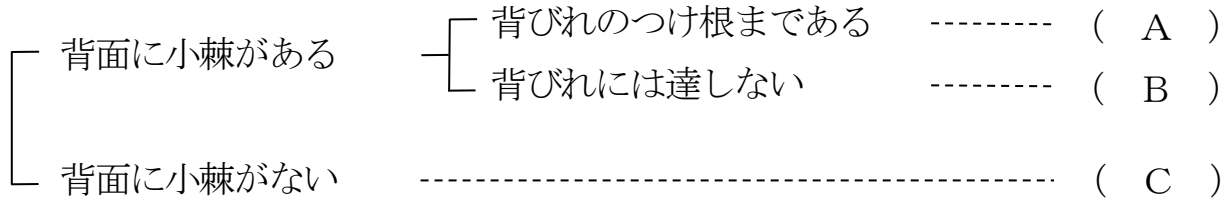
問18 次の表は、ふぐの種類別に食用にできる部位と食用にできない部位を示したものです。()の中に入る記号の正しい組み合わせを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

ふぐの種類	部 位		
	筋肉	皮	精巣
クサフグ	○	(ア)	×
マフグ	○	×	(イ)
カラス	○	(ウ)	○
ハコフグ	○	×	(エ)

注) ○印は食用可、×印は食用不可

	ア	イ	ウ	エ
1	○	×	○	×
2	×	○	○	○
3	○	×	×	×

問19 次の図はサバフグ属の鑑別上の要点に関する分類図です。()の中に入るふぐの種類として正しいものをそれぞれ1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。



1 トラフグ

2 カナフグ

3 シロサバフグ

4 ドクサバフグ

5 ヒガンフグ

6 ナシフグ

7 クサフグ

8 ハリセンボン

9 サンサイフグ

問20 輸入ふぐの取扱いに関する記述について、正しいものを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

- 1 日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されたものに限る。
- 2 除毒されたものに限る。
- 3 輸出国の公的機関若しくは商社が作成した当該ふぐの種類、漁獲海域及び衛生的に処理されたことが記載された証明書が添付されているものに限る。

問21 ふぐ毒による食中毒に関する記述について、正しいものを○、誤っているものを×として、正しい組み合わせを1つ選び、その番号を解答欄に書きなさい。

- ア 通常は、食後12時間から24時間で発症する。
- イ 一番多い症状は、蕁麻疹である。
- ウ 呼吸停止となり死に至る場合もある。
- エ 現在、臨床的に使用されている特効薬はない。

	ア	イ	ウ	エ
1	×	○	○	×
2	○	○	×	×
3	×	×	○	○